

# 令和元年台風19号・10月25日大雨における住宅支援制度の概要(令和3年1月6日改訂)

令和元年台風19号等により住宅が全壊などの被害を受け、自らの資力では住居が確保できない若しくは自らの資力では住宅を修理できない被災者の皆様に対する住宅支援の流れを作成しました。住宅の状況によって利用できる制度が異なりますので参考にしてください。

現在の状況

- ・被災した住宅で生活している方
- ・避難所等で生活している方（避難所、親戚や友人宅等に一時避難している方）

※まずは「り災証明」の申請。

住宅の状況

浸水被害等

一部損壊

準半壊

半壊

大規模半壊

全壊

被害を受けているが、修理すれば居住可能

被害が大きく修理できない(又は長期にわたり住居に居住できない)

住宅支援

受付：終了しました

② 応急修理制度  
最大：59.5万円  
(準半壊：最大30万円)

【二次募集】終了しました

① 公営住宅(市・県)一時入居  
(原則3カ月)

※公営住宅の一時入居については、床上浸水も可。  
※一次募集の受付は10/31で終了しています。

受付：終了しました

③ 民間賃貸住宅借上げ制度  
(原則1年間の供与)

注) 「応急修理制度」と「民間賃貸住宅借上げ制度」の併用は出来ません!

建設・購入・補修等

住宅金融支援機構による災害復興住宅融資の利用が可能

自宅の再建

- ※ ①公営住宅一時入居後に②応急修理制度又は③民間賃貸住宅借上げ制度を利用し住居が確保できた場合は、退去となります。
- ※ 公営住宅法等の入居資格要件に該当する場合は、災害による特定入居として①公営住宅一時入居後も、正式な入居が可能な制度もあります。
- ※ 受付場所は、裏面をご覧ください。
- ※ 災害復興住宅融資は住宅金融支援機構コールセンター（0120-086-353）へ。

連絡先：いわき市一時提供住宅担当（電話22-7593）

住まいの再建に向けた住宅支援制度については、ホームページ『令和元年東日本台風（台風第19号）等関連情報』の『住まい再建』に随時掲載しています。 <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1571459935538/index.html>



【公営住宅一時入居、応急修理制度、民間賃貸住宅借上げ制度に係る窓口一覧】

受付窓口	受付期間			受付時間
	終了 公営住宅一時入居 (二次募集)	応急修理制度 (電話22-7516)	民間賃貸住宅借上げ制度 (電話22-7593)	
市役所本庁舎7階建築指導課		<b>R2/2/3~R2/12/28</b>		<b>8時30分~17時00分</b>
市役所本庁舎6階住まい政策課			R2/1/6~R2/5/末	8時30分~17時00分
市文化センター3階大会議室	R1/11/12~R1/11/17	R1/10/28~R2/1/31	R1/10/28~R1/12/27	9時00分~17時00分
小川公民館		R1/10/28~R1/12/2	R1/10/28~R1/11/7	8時30分~17時00分
市営上好間団地集会所		R1/10/28~R1/12/2	R1/10/28~R1/11/7	8時30分~17時00分
平窪公民館		R1/11/ 2~R1/12/2	R1/11/ 2~R1/11/7	9時00分~16時00分
赤井公民館		R1/10/28~R1/12/2	R1/10/28~R1/11/7	9時00分~16時00分

※ 受付場所や時間等は変更となる場合がありますので、各制度の電話番号へ確認をお願いします。